（別紙）

答　　　申

（諮問第３２号）

審査会の結論

北九州市長（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった別表１に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表２に掲げる部分を開示すべきである。

第１　異議申立てに至る経過等

１　異議申立人は、平成２４年６月４日、北九州市個人情報保護条例（平成１６年北九州市条例第５１号。以下「条例」という。）第１６条第１項の規定に基づき、実施機関に対し、次の保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「１．文書課が保有している、「私若しくはその関係者（家族など）からの電話などに対して、教育委員会などの市の機関が応じないようにすること」に関する、一切の文書（当然に写しを含む。なお、特に、平成２３年４～６月頃に作成、取得（受信等）又は保存された、「○○学校学校施設開放事業に関する苦情、要望への対応について」という文書及びその添付資料、なども含む。）

２．文書課が保有している、「右上に『平成２３年５月１６日　於　文書課』と記載され、標題に『○○学校問題』と記載された文書」及びその文書に添付された資料（文書）であって、次の⒜及び⒝を含む文書（当然に写しを含む。）

⒜　上記「『○○学校問題』と記載された文書」の略中央の「⑤３月１８日（金）・・・訪問（・・・弁護士）」という項目中に記載されている「メモ別添」という文言中の「メモ」に該当する文書であって、上記「『○○学校問題』と記載された文書」の「別添」として添付されている「メモ」

⒝　上記「『○○学校問題』と記載された文書」の略中央の「⑥３月２２日（火）・・・訪問（・・・弁護士）」という項目中に記載されている「メモ別添」という文言中の「メモ」に該当する文書であって、上記「『○○学校問題』と記載された文書」の「別添」として添付されている「メモ」

３．文書課が保有している、平成２２年１月１日から平成２４年６月４日までに○○学校の件で弁護士に相談したことに関する一切の文書（「顧問弁護士法律相談結果」又は「学校支援チーム弁護士法律相談」という文言を含む文書などを含み、当然に写しを含む。）」

２　実施機関は、本件請求に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）について、平成２４年６月１８日付け北九総総文第３８号で一部開示の決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、平成２４年６月２９日に当該保有個人情報一部開示決定通知書を受領した。

３　異議申立人は、平成２４年８月２４日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第６条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第２　異議申立人の主張要旨

１　異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

２　異議申立ての理由

異議申立人の主張は、異議申立書、意見書及び審査会における口頭意見陳述から要約すれば、おおむね以下のとおりである。

⑴　条例第１８条第６号該当性

ア　「開示することにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」があるとの処分理由について

（ア）　そもそも弁護士は、公開の裁判で準備書面などを相互に遠慮なくやり取りをすることを日常とする職業であるから、もし、相手方の違法行為等に関する事実認定や判断の内容を記載した文書が相手方に知られることで、当該弁護士がその後の事実認定や判断などの陳述を躊躇（ちゅうちょ）してしまうならば、そのような弁護士は仕事を継続することができないはずである。

いやしくも顧問弁護士が、法律のプロとして自らの見識と信念に基づいて行った事実認定又は判断の内容が相手方に知られることで、当該顧問弁護士がその後の事実認定や判断などの陳述を躊躇（ちゅうちょ）して、差し障りのない意見しか言わなくなり、率直な意見を述べなくなってしまうなどということは、少なくとも通常の弁護士に関する限り、経験則上も社会通念上からも全く考えられない。

（イ）　実施機関は、教育委員会の業務に支障が生じるほど頻繁な苦情を行ったと説明するが、異議申立人は、平成２３年６月１６日（教育委員会から苦情の電話を止めてほしいと初めて、１回だけ、意思表示された日。以下「苦情停止要請日」という。）より前の時期に、教育委員会に苦情の電話等をしたことはあったが、それらは全て「通常の範囲内の苦情」であって、教育委員会の業務に支障が生じるほど頻繁な苦情を異議申立人が行ったという事実は、全く存在しない。

仮に、万が一、苦情停止要請日前の時期に教育委員会の業務に支障が生じるほど頻繁な苦情を行った事実が存在したと仮定しても、少なくとも同日以後２年間が経過する現在に至るまでずっと、苦情が存在していないのであるから、少なくとも現在においては、教育委員会の業務が妨害される

おそれはないと見るのが通常人の経験則に沿う。

また、仮に、万が一、苦情停止要請日前の時期に教育委員会の業務に支障が生じるほど頻繁な苦情を行った事実が存在したと仮定しても、異議申立人が長期間、苦情を停止する人間であるという事実から、顧問弁護士が頻繁な抗議・苦情なるものを懸念するおそれがないことは明らかである。

さらに、顧問弁護士を特定する情報は、もともと不開示とされており、これについて異議申立人は争っていないので、異議申立人が顧問弁護士を特定する情報を知る可能性もなく、異議申立人が当該顧問弁護士に抗議や苦情を述べることは物理的に不可能である。よって、本件文書が開示された場合でも、顧問弁護士が異議申立人からの抗議・苦情を懸念するおそれはない。

（ウ）　顧問弁護士との協議に基づいて既に教育委員会の意思決定が行われ、対処も行われ、問題が終息し、その後２年が経過している。よって、約２年前に既に行われた意思決定そのものに影響を及ぼすことは、理論的に物理的にあり得ないので、現在又は将来において、「率直な意見の交換を損なうおそれ」は存在しない。

イ　「不当に」の該当性の有無について

（ア）　不当なものかどうかは、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と、不開示とすることによる利益とを比較考量した上で判断されるべきものである。

本件処分により不開示とされた文書（以下「本件不開示文書」という。）に関しては、異議申立人の行為について、業務妨害行為に該当する等の事実認定又は判断に関する記載、そのような判断に至った理由（事実と証拠）に関する記載が含まれていると強く推認される。しかし、苦情停止要請日より以前の時期に、教育委員会に苦情電話をしたことはあったが、それらはすべて市民生活上の問題が発生したときの「通常の範囲内の苦情」であって、業務妨害行為の構成要件に該当する、又はその可能性があるような事実は全く存在していない。

（イ）　よって、本件不開示文書に記載された異議申立人の行為に関する記述の正確性を確認し、その記述中に事実誤認等があれば「訂正請求」や「利用停止」を行うなど、条例第１条の目的を実現するべき極めて大きな利益・必要性がある。異議申立人にこのような関与が認められないならば、異議申立人の業務妨害行為等に関する誤った事実認定又は判断を原因とする虚偽告訴や冤罪に巻き込まれてしまうおそれや名誉毀損のおそれにずっとさらされたままになり、極めて深刻かつ不安定な人権侵害状態に放置されたままになってしまう。

（ウ）　前記⑴のアで述べたように、既に意思決定が行われ、対処も行われ、問題が終息し、その後２年が経過しているから、当該顧問弁護士との協議に関する情報が約２年前に行われた当該意思決定そのものに影響を及ぼすこ

とは、理論的に物理的にあり得ず、「率直な意見の交換を損なうおそれ」は存在しない。

よって、本件不開示文書を不開示とすることによる利益（顧問弁護士による率直な意見の交換が損なわれるおそれを防止できるという利益）は全く、又は、ほとんど存在しない。

（エ）　以上により、開示することによる利益の方が、不開示とすることによる利益よりも極めて大きいことは明らかであって、「不当に」の要件には該当しない。

ウ　「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」に係る処分理由について

本件不開示文書を開示することにより、「広く（不特定の）市民の間に」どのような「混乱を生じさせるおそれ」があるのか、因果関係を含めた具体的事実については、実施機関からは全く主張も立証もなされていない。

前記⑴のイで述べたとおり、おそれに該当する具体的事実は全く存在しない。よって、開示することの利益の方が、不開示とすることによる利益よりも極めて大きいことは明らかである。

エ　「メモの標題（タイトル）、年月日、職員の部課名・役職・氏名などの情報」係る処分理由について

（ア）　本件不開示文書は、顧問弁護士への相談等の報告書やそれに添付されたメモであることから、メモの標題（タイトル）、顧問弁護士への相談等が行われた年月日（又はメモが作成された年月日）、当該相談等に参加した職員（公務員）の所属部課名、職員の役職、職員の氏名なども記載されているはずのところ、そのような情報は、仮に開示されても「顧問弁護士との率直な意見交換を損なう」可能性はないはずであるから、少なくともそのようなメモの標題（タイトル）、年月日、職員の部課名・役職・氏名などの情報までをも一律に不開示と決定した本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法なものである。

（イ）　個人情報（条例第２条第２項）に係る処分理由について、「（氏名……記述等の部分）だけが個人情報である」という見解に立脚する実施機関の理由は、条例第１９条第２項が定める個人情報の定義や国の解説（総務省監修「行政機関等個人情報保護法の解説」をいう。以下同じ。）の「個人識別情報は、通例は特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情報からなる『一まとまり』の情報の集合物であり、……」とする一般的理解とはかけ離れた独自の見解に立脚するものに過ぎないから、その前提において失当である。

以上により、前述した一般の理解による個人情報の定義によるならば、本件対象文書の全体の記載が個人情報に該当する。

オ　「法的三段論法の大前提部分」について

（ア）　これら相談、協議等で行われた顧問弁護士の発言には、個々の具体的事案に関する微妙な事実認定や個々の具体的事案に関する微妙な法律判断だ

けでなく、「法的三段論法の大前提（規範定立）に相当する知識や見解、例えば法律の条文の通説や有力説による解釈の紹介や説明、裁判例の紹介や説明、及び類似の行政実例の紹介や説明などの情報」も含まれるはずであり、そのような「法的三段論法の大前提（規範定立）に相当する知識や見解」は法律の専門書などでも解説されているもの（多くは既に公開されている情報と同等のもの）であるから、仮に開示されても「顧問弁護士との率直な意見交換を損なう」可能性はほとんどない。

（イ）　もし、このような「法的三段論法の大前提（規範定立）に相当する知識や見解」が市の職員と関係市民との間で「共有」されるようになれば、そのような「法的三段論法の大前提」に関する共通の理解の下で、問題が解決に向かって円滑に進むことも大いに期待できる。

カ　「容易に区別して除くことができない」（条例第１９条第１項）との処分理由について

保有個人情報に含まれる不開示情報が文書に記録されている場合に、「容易に区分して除くことができる」かどうかに関して、国の解説は、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスクに記録されている場合と異なって、「保有個人情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該保有個人情報が文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。」と述べている。

よって、実施機関が説明するように、容易に区分して除くことができないということはない。

⑵　条例第１８条第７号該当性

ア　「そもそも法律相談は、内容は秘密として行われるので、その結果は開示すべきでない」という処分理由について

（ア）　実施機関は、そもそも法律相談は、秘密に、信頼関係のもとで行われるものであるから、みだりに相談結果が「公開」されると、教育委員会が自己の見解や資料を示すことに消極的となり、弁護士においては差し障りのない意見しか言わなくなるおそれがあると説明している。しかし、本件請求では、個人情報の開示を求めているのであり、「開示」されてもそれだけで「公開」されるものではないから、この点で実施機関の主張には誤りがある。

仮に、法律相談は、内容は秘密として行われるのが通例であるという一事を理由として、本件文書を開示することによる利益がどのようなものであるとしても、開示されるべきでないとする合理的理由はない。また、仮に法律相談は、内容は秘密として行われるのが通例であるとしても、そうであるからといって、相談を受ける顧問弁護士が「法令や行政法の一般原則に反するような、又は事実誤認に基づくような、自己の見解や資料又は意見」を示すことを積極的に行ってよいという理由はない。

さらに、相談を受ける顧問弁護士が「自己の見解や資料又は意見」を示

すことを積極的に行っていたような場合は、そのような保有個人情報について、当該個人にその内容を確認し、必要なら訂正や利用停止を求めるなどの関与を認める大きな必要性と利益がある。

（イ） 他方において、法律相談を受ける顧問弁護士が「法令や行政法の一般原則に適合した又は正しい事実認識に沿った、自己の見解や資料又は意見」を示している限りにおいては、もしその文書が後に相手方に開示されることになったことによって、その後に、相談する実施機関の職員又は相談を受ける顧問弁護士が「法令や行政法の一般原則に適合した自己の見解や資料又は意見」を示すことに消極的となってしまうということが、経験則上認められるとする証拠はない。

イ　「交渉又は争訟に係る事務に関する当事者としての地位」の存否について

苦情停止要請日以後は、電話等による苦情をほとんど止めており、教育委員会が「交渉又は争訟に係る事務に関する当事者としての地位」を有しているという実施機関の説明に係る事実は、少なくとも約２年前からずっと、現在においても全く存在していないし、将来においても存在する蓋然性はない。そのため、本件不開示文書に関し、「交渉又は争訟に係る事務に関する当事者としての地位」に該当する具体的事実はない。

ウ　「不当に」の該当性の有無について

前記⑴のイで述べたことと同様の理由から、本件不開示文書について開示されることによる利益・必要性は、極めて大きい。

実施機関が、「本件不開示文書の記載内容（頻繁な苦情及びそれへの対処内容）に関しての、交渉又は争訟に係る事務に関する当事者としての地位」を有しているという事実は、少なくとも約２年前からずっと、現在においても全く存在していないし、将来においても存在する蓋然性はないから、本件不開示文書について不開示とすることによる利益は、ほとんど存在しない。

よって、本件不開示文書について、開示することによる利益と不開示とすることによる利益とを比較考量すると、開示することによる利益の方が不開示とすることによる利益よりも極めて大きいことは明らかである。したがって、「不当に」には該当しない。

⑶　以上により、本件処分は、条例の趣旨に合致せず、不当である。

第３　異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が説明する内容は、理由説明書及び意見聴取から要約すれば、おおむね以下のとおりである。

１　条例第１８条第６号該当性

⑴　顧問弁護士との相談結果について

ア　顧問弁護士法律相談結果報告書

これは、教育委員会事務局（以下「事務局」という。）が現状の資料や自己の意見等を率直に伝え、法務実務の問題について顧問弁護士が法的見解を踏ま

えた上で忌憚のないアドバイスを行うものである。

相談結果後は、顧問弁護士のアドバイスを持ち帰り、法的助言も踏まえ内部で対応の検討や協議を繰り返し、最終的に意思を固めていくものである。顧問弁護士から受けた助言は、あくまで法律の専門家からの助言であって、その後事務局としてどのように対応するかは、事務局の責任において判断することとなる。

イ　事務局の法律相談結果

これは、児童・生徒の保護者等からの要望や苦情のうち、その対応に法的又は専門的な知識を必要とするものについて、弁護士や臨床心理士等から成る学校支援チームに対し、学校への助言を求めたものである。

ウ　不開示の理由

（ア）　顧問弁護士の一助言といった意思形成過程の中にある情報が開示されると、相談に係る当事者を含む外部からの圧力や干渉等の影響を受けることが予想され、顧問弁護士が差し障りのない意見しか言わなくなるおそれがあるので、条例第１８条第６号の「率直な意見の交換」又は「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に該当する。

さらに、条例の解釈・運用を示した本市個人情報保護制度の手引（以下「手引」という。）に「審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると、市民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る」とあり、本件情報は、これに該当すると考える。

（イ）　本件の異議申立人に関する法律相談や意思決定そのものよりも、今後、市と相手方とが対立し、相手方から圧力や干渉等々が十分に予想されるような問題に関する相談と同種の法律相談における「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」を最も危惧している。一般に公表されないのが当然とされている顧問弁護士との相談内容が、条例により開示されるような体制であれば、顧問弁護士が本市から法律相談業務を受けることを敬遠し、顧問弁護士へ相談する適切な機会の確保についても支障を来たしかねない。

これまでも顧問弁護士からは、市との信頼関係の中で、弁護士としての守秘義務に抵触しない範囲内で、かなり立ち入った情報を参考として教示されることや法的見地とは離れた私見や見通しを示していただいているが、それらが開示されると、今後そのような情報を得ることができなくなる。

また、事務局の特別の事情や法的観点以外の要因を勘案していない検討段階の情報が開示されると、市民に無用の誤解を与え、混乱を招くことも予想され、条例第１８条第６号の「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの」に該当する。

⑵　「メモの標題（タイトル）、年月日、職員の部課名・役職・氏名など」の保有個人情報としての開示対象性について

ア　条例第１８条に定めるとおり、条例における開示対象は保有個人情報である。たとえ保有個人情報が記録されている行政文書中の情報であっても、保有個人情報以外の情報は開示対象とはならない。通常、保有個人情報が記録されている行政文書全体を開示しているとしても、開示できる保有個人情報がない場合にまで、その部分を除いて行政文書を開示する必要はない。

イ　手引にあるように「『個人情報』は、通例は特定の個人を識別可能とする情報と当該個人情報の属性情報からなる『一まとまり』の情報の集合物である」とされ、「メモの標題（タイトル）、年月日、職員の部課名・役職・氏名などの情報」は、個人を識別可能とする情報にも当該個人の属性情報にも当たらないからである。

よって、異議申立人は「メモの標題（タイトル）、年月日、職員の部課名・役職・氏名などの情報までをも一律に不開示と決定した本件処分は、法の解釈適用を誤った違法なものである」と主張するが、これらの情報は保有個人情報に当たらないから、開示対象ではない。

⑶　「法的三段論法の大前提（規範定立）に相当する知識や見解」の保有個人情報としての開示対象性について

ア　異議申立人は「法的三段論法の大前提（規範定立）に相当する知識や見解」までも一律に不開示と決定した本件処分は、法の解釈適用を誤った違法なものである」と主張するが、上記⑵と同様に、「法的三段論法の大前提（規範定立）に相当する知識や見解」（以下「大前提部分」という。）は保有個人情報に当たらないから、開示対象ではない。

イ　仮に大前提部分が保有個人情報の一部であるとしても、大前提部分は、三段論法の大前提であるからこそ、それにより相談結果が推測される（場合によっては明らかになる）ため、その開示が弁護士との率直な意見交換を妨げることとなる点において、それ以外の部分と変わりはない。したがって、大前提部分を条例第１８条第６号に規定する不開示情報から除く理由はない。

⑷　「大前提部分」とそれ以外の部分とを区分することは容易でないとすることについて

条例第１９条第１項は不開示情報を容易に区分して除くことができるときに限り、当該部分を除いた部分の開示を実施機関に義務付けているが、顧問弁護士との相談結果のうち、大前提部分とそれ以外の部分とを区分することは容易ではないから、実施機関には大前提部分を区分して開示する義務はない。

⑸　結論

以上は、いずれも異議申立人の教育委員会に対する苦情が業務に支障を生ずるほど頻繁なものであったことから、それにどのように対処するかを顧問弁護士に相談した結果である。このような情報が、外部に、しかもまさにその苦情主に対してそのまま提供されるなどということは、通常あり得ないことである。

もし、そのようなことになれば、顧問弁護士が批判や抗議を懸念して、率直な意見を述べるのを控えることになるのは当然の成り行きであり、今後の同様

の相談業務に支障が生じることとなる。

したがって、本件処分によって不開示とした部分が条例第１８条第６号の不開示情報に当たることは明白である。

２　条例第１８条第７号該当性

なお、条例第１８条第６号の適用に加え、その法律相談の内容が交渉又は争訟に係る事務に関する場合については、条例第１８条第７号イの規定及び同号の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」にも適用されるものと解する。

⑴　法律相談業務の性質について

ア　法律相談は、その性質上、事務局が意思決定を行う際に大きな影響を及ぼす情報であり、事務局の手の内情報といえるものである。そのような情報が相手方当事者に伝わることとなれば、事務局の交渉の当事者としての地位が不当に害され、又は財産上の不利益を及ぼすおそれがあることは明白である。

また、現時点で争訟に至っていなくても、今後争訟に至る可能性は十分あり得るし、仮に争訟に至らなくても、今後同種の事件が起こった際に、本市の対抗手段があらかじめ明らかになってしまうおそれがあり、そのことにより、紛争の公正、円滑な解決を妨げるおそれがあるから、当事者としての地位が不当に害され、財産上の不利益を及ぼすおそれがある。

争訟に係る事務とは､｢現在係属し又は係属が予想される争訟についての対処方針の策定やそのために必要な事実調査など個別具体的な争訟の追行に係る事務に関する調査にとどまらず、一般的な争訟事務に関する対処方針の策定や事実調査の手法などの情報をも含むと解するのが相当」とする判決例がある。その趣旨は、実施機関が一方当事者として争訟に対処するための内部的な方針に関する情報が開示されると、それが正規の交渉等の場を経ないで相手方当事者に伝わるなどして、紛争の公正、円滑な解決を妨げるおそれがあるというものである。

イ　また、法律相談は、その性質上、内容は秘密で、顧問弁護士と市との間の信頼関係に基づいており、みだりに相談結果が公開されると、事務局は率直な自己の見解や資料を示すことに消極的になり、顧問弁護士においては差し障りのない意見しか言わないおそれがある。そうすると事務局は、顧問弁護士から率直な意見交換を受けることができなくなり、その結果、適切な方針を決定できなくなるおそれがある。適切な方針を決定することができなければ、市は、交渉又は訴訟において不利となり、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害されるおそれがあると解する。

⑵　「地位を不当に害する」ことについて

本件不開示文書の内容は、頻繁な苦情への今後の対処への助言であり、そのような情報が異議申立人に提供されれば、本市の「手の内」が異議申立人に明らかにされることになるから、異議申立人との今後の交渉や争訟に当たっての本市の当事者としての地位を不当に害することになる。

よって、弁護士への相談内容が交渉又は争訟に係る場合に該当し、条例第１８条第７号イの適用を受けるものと解する。

さらに、法律相談はその性質上、内容は秘密で、顧問弁護士と市との間の信頼関係に基づいていることにより、本号イだけでなく、同号の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」にも該当すると解する。

３　結論

以上のとおり、本件処分は適法な処分であり、本件異議申立ては理由がない。

第４　審査会の判断

当審査会は、異議申立ての対象となった本件保有個人情報並びに実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

１　本件保有個人情報の概要等

⑴　本件対象文書は、別表１に記載するとおり、法律相談に関する文書とその添付資料等種々のものがあり、いずれも実施機関が本件請求に係る対象文書として特定したものである。

⑵　本件対象文書を保有する総務企画局総務部文書課は、紛争解決の法的アドバイスを受けるため、北九州市の顧問弁護士（３人に委嘱している。）との法律相談業務を所管している。本件請求は、教育委員会が「○○学校施設開放事業に対する苦情、要望への対応」に関し、顧問弁護士に法律相談した内容が主要部分をなし、法律相談を行った事務局が作成し、文書課が事務局から取得したものである。

２　不開示とした本件保有個人情報

本件不開示文書に記載されている不開示情報（以下「本件不開示情報」という。）は、次のとおりである。

ア　文書１　顧問弁護士法律相談結果報告書に関する情報

イ　文書２　顧問弁護士法律相談依頼書及び添付資料のうち、１枚目の顧問弁護士法律相談依頼書に記載する顧問弁護士名､相談結果のメモに関する情報､２枚目から８枚目までの添付資料に記載する開示請求者以外の個人に関する情報

ウ　文書３　面談通知の内容協議記録のうち、３枚目に記載する開示請求者以外の個人に関する情報

エ　文書６　文書課との協議議事録と協議資料のうち、1 枚目の平成２３年５月１６日付け文書に記載する事務所名、弁護士の氏名、相談結果に関する情報、運営協議会出席者の個人に関する情報、２枚目から５枚目までのメモ別添に記載する相談結果に関する情報、６枚目と７枚目の対応記録に記載する開示請求者以外の個人に関する情報

オ　文書７　教育長との協議資料一式のうち、１枚目から３枚目までに記載する弁護士名と１枚目に記載する開示請求者以外の個人に関する情報、４枚目

の相談結果の概要に記載する相談結果に関する情報、７枚目から１５枚目まで（９枚目を除く。）の電話記録に記載する開示請求者以外の個人に関する情報

カ　文書８　学校支援チーム弁護士相談資料のうち、１枚目と２枚目に記載する相談結果に関する情報、３枚目と４枚目に記載する開示請求者以外の個人に関する情報

３　本件処分の争点

⑴　本件不開示情報のうち、異議申立人は、次の行政文書に記載された部分の一部開示を求めている。

ア　文書１　顧問弁護士法律相談結果報告書（１枚）

イ　文書６　文書課との協議記録と協議資料（７枚）のうち、２枚目から５枚目までのメモ別添

ウ　文書７　教育長との協議資料一式（１７枚）のうち、４枚目に記載する相談結果

エ　文書８　学校支援チーム弁護士相談資料（５枚）のうち、１枚目と２枚目に記載する相談結果

⑵　これら本件不開示情報が記載されている行政文書は、様式及び記載内容から次の３種類の行政文書からなり、いずれも顧問弁護士との法律相談の結果を記録したもの（以下「本件法律相談結果情報」という。）である。

ア　文書１及び文書６の３枚目の顧問弁護士法律相談結果報告書

イ　文書６の２枚目及び文書７の４枚目のメモ別添の顧問弁護士相談結果の概要

ウ　文書６の４枚目と５枚目及び文書８の１枚目と２枚目の学校支援チーム弁護士相談結果

⑶　実施機関は、これら本件法律相談結果情報の全てが、条例第１８条第６号並びに同条第７号イ及び同号柱書の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するとして不開示とするので、本件法律相談結果情報の不開示情報該当性が争点になる。

４　本件法律相談結果情報の不開示情報該当性について

⑴　実施機関は不開示とする理由を種々説明するが、その主眼とする理由は、法律相談業務は、顧問弁護士と市との間の信頼関係に基づくもので、その性質上内容は秘密とされるべきものであるから、その内容が本市と対立し、圧力や干渉等が十分予想される相手方に開示されることになると、法律相談制度そのものが形骸化するとともに、今後、同種の法律相談における率直な意見の交換が不当に損なわれ、紛争等を解決し、又は未然に防止を図ろうとする実施機関の当事者としての地位を不当に害するというものである。

⑵　ところで、条例第１８条第７号は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質

上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とすることを定めている。

本号は、市の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から、当該事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、不開示とすることを定めたものである。具体的には、アからオまでを不開示とする情報の例示として掲げており、イでは「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるものを不開示とするとしている。

以下では、同条第７号イの「争訟に係る事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれ」がある情報を「争訟に係る事務情報」と、及び同号柱書の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」情報を「事務遂行情報」という。

⑶　争訟に係る事務情報該当性判断

ア　当審査会が本件法律相談結果情報を見分したところ、前記３の（２）アには、顧問弁護士の法的見解が結論部分と理由部分に分けて記載され、３の（２）ウには学校支援チームの弁護士の法的見解と法的アドバイスが記載され、３の（２）イには、アとウの記載内容を要約したものが記載されており、法律相談に関し顧問弁護士の法的見解が具体的かつ率直に記載されていることが認められる。

このような顧問弁護士の法的見解は、紛争等の解決に向けて、法律知識に基づいた見解や法的アドバイスが示されたもので、いわゆる手の内情報といわれるものに該当する。これは、紛争等で対峙する相手方に開示したのでは、有効な対抗手段を講じることができなくなるおそれがあり、その結果、当事者としての地位を不当に害することになるといえる。

そのため、争訟に係る事務に関する情報については、現在係属し、又は係属が予想される争訟についての対処方針の策定などに限らず、一般的な争訟事務に関する対処方針の策定や事実調査の手法などの情報をも含むと解するのが相当であり、実施機関が引用するように同趣旨の裁判例（東京高裁平成２２年１１月１１日判決）もある。

イ　また、異議申立人は、苦情停止要請日以後は、電話等による苦情をほとんど止めており、その状態は、この意思表示から約２年が経過した現在まで、ずっと継続しているので、異議申立人と教育委員会との間における苦情、それへの対処、又はそれらに関する交渉又は争訟に該当する具体的事実は全く存在していないし、将来も存在する蓋然性はない旨主張する。

しかしながら、本件処分の妥当性については、本件処分がなされた平成２４年６月１８日時点を基準にして判断すべきであり、その時点以後の期間における異議申立人の行為は、本件処分の妥当性を判断する際の対象外となる。また、実施機関が説明するように、本件処分時点において争訟に至っていな

くても、今後、争訟に至る可能性は十分あり得るし、仮に争訟に至らなくても、今後同種の事件が起こった際に、開示によって当事者の対抗手段が明らかになり、有効な対抗手段を講じることができなくなるおそれがあると解する余地は否定できないので、異議申立人の主張を採用することはできない。

ウ　したがって、本件法律相談結果情報は、本件処分時点では「手の内情報」の状態にあり、条例第１８条第７号イの争訟に係る事務情報に該当すると認められる。

⑷　事務遂行情報該当性判断

ア　いかなる段階にせよ本件法律相談結果情報が開示されることになれば、実施機関において、今後の同種の紛争等の解決に向けて顧問弁護士に法律相談をすることを躊躇し、顧問弁護士への相談に当たって自己の見解や資料を示すことに消極的になるおそれは否定できない。

　さらに、このような事態を招くことは、実施機関の内部において、既に発生し、あるいは今後発生する可能性のある法的紛争に関し、その時点の状況及び資料に基づき、今後の対応方針について様々な可能性を自由に、かつ、率直に検討し、最終的に適切な対応を行うことで紛争等を未然に防止し、あるいは争訟に至らない段階で紛争等を解決し、さらには実施機関の迅速かつ適正な対応を促すという、顧問弁護士との法律相談制度の趣旨を損なうことになるとの実施機関の説明も首肯できるものである。

イ　したがって、本件法律相談結果情報のうち、別表２に掲げる部分を除く不開示部分が開示されるとなると、今後の法的紛争に関する協議・検討に際して、実施機関において事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、別表２に掲げる部分を除く不開示部分は、条例第１８条第７号柱書の事務遂行情報に該当すると認められる。

⑸　以上のことから、条例第１８条第６号の該当性について判断するまでもなく、本件法律相談結果情報を不開示とすることは妥当である。

　ただし、別表２に掲げる部分は、文書作成上の管理情報に関わる表示等が記載されているに過ぎず、これを開示しても、実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、さらには、争訟に係る事務に関し、実施機関の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとはいえず、条例第１８条第７号イの争訟に係る事務情報及び同号柱書の事務遂行情報に該当するとは認めらない。

⑹　異議申立人のその他の主張について

ア　異議申立人は、保有個人情報に含まれる不開示情報を容易に区分して除くことができる場合に、条例第１９条第１項の規定により文書の複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であるとして、部分開示が可能である旨主張する。

　しかし、本件法律相談結果情報を見分したところ、判断部分と事実や前提部分が一体的に記述されており、不開示情報に該当する部分を区分することは容易でないと認められるので、部分開示とすることはできないと判断する。

イ　また、異議申立人は、本件不開示文書に記載された自らの行為に関する記述の正確性を確認し、その記述中に事実誤認等があれば「訂正請求」や「利用停止」を行うなど、条例第１条の目的を実現するべき極めて大きな利益・必要性があると主張するとともに、このような関与が認められないならば、業務妨害行為等に関する誤った事実認定又は判断を原因とする虚偽告訴や冤罪に巻き込まれてしまうおそれや名誉毀損のおそれにずっとさらされたままになり、極めて深刻かつ不安定な人権侵害状態に放置されたままになってしまう旨主張する。

確かに、条例第１条は、その目的を「個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすること（中略）により、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること」としている。そして、その目的を実現するため、条例第３０条は、「自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第３８条第１項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、（略）実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ）を請求することができる」と定めている。また、条例第３８条第１項は、「自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、（略）実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる」と定め、保有個人情報が一定の要件に該当する場合に応じて請求できる措置内容を規定している。

しかし、条例第３０条の訂正請求は、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に対して行使が可能となるものであり、あくまで開示決定された保有個人情報が対象となる。また、条例第３８条に規定する利用停止請求も同じように、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に対して行使できるものである。

したがって、自己を本人とする保有個人情報であっても、開示決定されない保有個人情報は訂正請求や利用停止請求の対象にならないのであって、条例第１条の規定から、直接、訂正請求や利用停止請求が義務付けられるものではない。

また、条例第３０条に規定する訂正の対象となる「事実」は、客観的に判断できる事項とされているところ、本件法律相談結果情報を見分したところ、本件法律相談結果情報に記載されている事実は、法律相談者側から提示された一定の事実関係を前提に、「仮にこのような事実を前提にすると」という意味の仮定条件が付された事実であり、前述の客観的に判断できる事項には該当しない。したがって、本件法律相談結果情報に記載されている事実は、条例第３０条に規定する訂正の対象となる「事実」ではない。

このことは、条例第３８条に定める利用停止請求権についても、同様のことがいえる。

以上のことから、異議申立人の主張は採用できない。

そのほかにも異議申立人は種々主張するが、当審査会の上記判断を左右す

るものではない。

５　結論

以上のことから、当審査会は、実施機関の本件処分において不開示とされた情報について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

北九州市個人情報保護審査会

会　長	河　原　一　雅
委　員	原　田　美　穂
委　員	櫻　井　弘　晃
委　員	日　高　京　子
委　員	松　木　摩耶子

別表１

文書番号	文　　書　　名	枚数
文書１	顧問弁護士法律相談結果報告書	１枚
文書２	顧問弁護士法律相談依頼書及び添付資料	２２枚
文書３	面談通知の内容協議記録	４枚
文書４	法規解釈に関する調査票	２枚
文書５	６月１６日会合の課題について	３枚
文書６	文書課との協議議事録と協議資料	７枚
文書７	教育長との協議資料一式	１７枚
文書８	学校支援チーム弁護士相談資料	５枚

別表２

番号	対象文書	開示すべき部分
1	文書１	標題と受付番号、提出年月日・受付年月日、相談依頼課及び文書課の決裁欄の印影、相談依頼した局部課の名称・担当者の氏・電話番号、相談日時、顧問弁護士の氏
2	文書６の２枚目	標題、顧問弁護士の氏
3	文書６の３枚目	標題と受付番号、提出年月日・受付年月日、相談依頼課及び文書課の決裁欄の印影、相談依頼した局部課の名称・担当者の氏・電話番号、相談日時、顧問弁護士の事務所の名称・氏名・住所・電話番号・メールアドレス
4	文書６の４枚目及び５枚目	標題、相談日時、相談場所の名称、相談弁護士の氏名、参加者の市職員の所属及び氏名
5	文書７の４枚目	標題、相談日、相談場所の名称、相談弁護士の氏及び氏名、相談課名
6	文書８の１枚目と２枚目	標題、相談日時、相談場所の名称、相談弁護士の氏名、参加者の市職員の所属及び氏名